

議第188号

呉市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
 呉市集落排水処理施設条例（平成15年呉市条例第26号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前									改正後								
（使用料の算定方法） 第14条 1月当たりの使用料の額は、使用者が排除した汚水の量（以下「排除汚水量」という。）に応じ、次の表に定める基本使用料と従量使用料との合計額に100分の110を乗じて得た金額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。									（使用料の算定方法） 第14条 1月当たりの使用料の額は、使用者が排除した汚水の量（以下「排除汚水量」という。）に応じ、次の表に定める基本使用料と従量使用料との合計額に100分の110を乗じて得た金額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。								
用途	基本使用料	従量使用料（1立方メートルにつき）							用途	基本使用料	従量使用料（1立方メートルにつき）						
	（1世帯又は1事業所1月につき）	排除汚水量								（1世帯又は1事業所1月につき）	排除汚水量						
	金額	1立方メートル以上10立方メートル	10立方メートルを超え20立方メートル	20立方メートルを超え30立方メートル	30立方メートルを超え50立方メートル	50立方メートルを超え100立方メートル	100立方メートルを超え500立方メートル	500立方メートル		金額	1立方メートル以上10立方メートル	10立方メートルを超え20立方メートル	20立方メートルを超え30立方メートル	30立方メートルを超え50立方メートル	50立方メートルを超え100立方メートル	100立方メートルを超え500立方メートル	500立方メートル

		トル まで	一ト ルま で	一ト ルま で	一ト ルま で	一ト ルま で	一ト ルま で	
一般用	<u>1,070</u> 円	<u>15円</u>	<u>200円</u>	<u>220円</u>	<u>260円</u>	<u>290円</u>	<u>310円</u>	<u>330円</u>
一般公 衆浴場 用	<u>二</u>	94円						

2・3 略

		トル まで	一ト ルま で	一ト ルま で	一ト ルま で	一ト ルま で	一ト ルま で	
一般用	<u>1,180</u> 円	<u>17円</u>	<u>219円</u>	<u>241円</u>	<u>285円</u>	<u>318円</u>	<u>340円</u>	<u>361円</u>
一般公 衆浴場 用	<u>1,180</u> 円	94円						

2・3 略

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第14条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の排除汚水量（同項に規定する排除汚水量をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る使用料から適用し、施行日以前の排除汚水量に係る使用料については、なお従前の例による。

3 前項の場合において、施行日以後に徴収する使用料のうち、その額の算定の基礎となる排除汚水量の使用期間が施行日前にまたがるものについては、当該排除汚水量を各日均等に排除したものとみなし、日割計算によりその額を算定する。

(市長への委任)

4 前2項に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が別に定める。

(提案理由)

集落排水処理施設の使用料の額の改定をするため、この条例案を提出する。